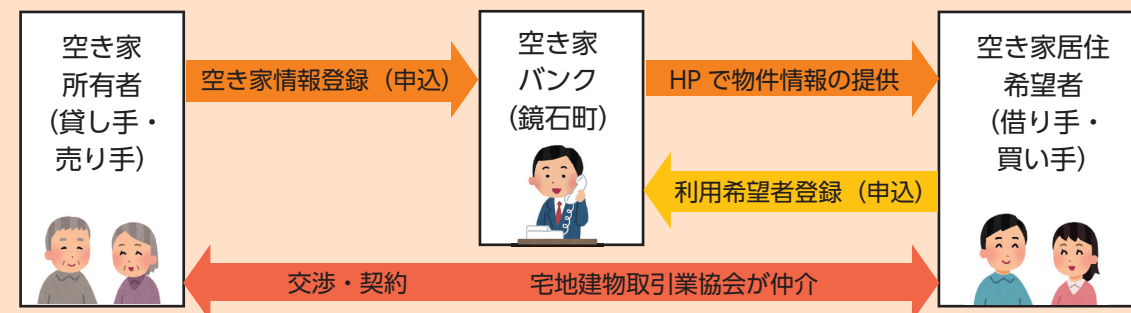




【各種補助制度】

区分	対象者	対象経費	補助金額
空き家改修補助事業	空き家バンクを介し契約締結となった空き家の所有者又は入居者	居住部分に係る改修工事費	上限 20 万円 ※経費の 2 分の 1 以内
空き家家財道具処分費補助事業		居住部分に係る家財道具の処分費	上限 5 万円 ※経費の 2 分の 1 以内
空き家改修等支援事業 (改修等)	①県外からの移住者 ②子育て世帯 ③新婚世帯 ④避難者・被災者 ⑤二地域居住者 ⑥既居住者	居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング及び残置処分費等	改修費：上限 150 万円 ハウスクリーニング費等 上限 30 万円 ※経費の 2 分の 1 以内
空き家改修等支援事業 (除却等)	①県外からの移住者 ②子育て世帯 ③新婚世帯 ④避難者・被災者	購入等をした空き家等の解体、残置処分費等 ※ 1 年以内に同一敷地内への住宅建築が前提	上限 80 万円 ※経費の 2 分の 1 以内
空き家改修等支援事業 (状況調査)	①空き家の所有者 ②空き家の相続予定者 ③空き家の購入予定者 ④空き家の賃貸予定者	空き家の状況把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査費用	上限 4 万円 ※経費の 2 分の 1 以内

※いずれの補助金も着工前の事前相談等が必須となります。詳しくはお問合せください。



※写真はイメージです。

町の未来のために

空き家対策について考える

近年、全国的に空き家が増加しており、社会問題となっています。本町でも、人口減少や少子高齢化の進行などにより、空き家が年々増加しています。空き家は個人の「財産」です。所有者・管理者が適切に管理する責任がありますが、様々な理由により管理されないまま放置された空き家は老朽化が進み、地域の生活環境に悪影響を及ぼすようになります。皆さんも空き家対策について考えてみませんか。

建物は適正な管理を

空き家は、元々は人が住み適正に管理されていた建物がほとんどです。

しかし、居住者が亡くなったり、入院、施設に入所するなどの理由から、うまく土地建物が引き継がれなかったり所有者が遠方住まいであることから適正な管理がされない状態が続き、結果として放置され空き家となってしまいます。

空き家として長い間放置されてしまうと、周辺の環境に

も悪影響を与えることになります。

また、空き家の管理不全が原因で火災などが発生し、相手方に損害が発生してしまうと、所有者は賠償金を請求されるなど不利益が生じることもあります。

管理が難しい場合は取り壊して土地ごと手放すことも視野に入れ、時には専門家に相談するなど意見を取り入れ、適正に管理しましょう。



空き家の長期化防止のために

今のうちに、住んでいる家の今後について話し合いをしておきましょう！

- ①資産状況を確認しましょう
- ②家財の整理をしましょう
- ③専門家の話を聞きましょう
- ④今後の方針を記しておきましょう

※空き家になってしまう理由の大半が、居住者の死亡、入院、施設入所などによるものです。もしものときに慌てないように普段から備えておきましょう。



<主な理由>

- ①居住者の死亡、相続により取得したが入居していない
- ②居住者が入院、施設入所した
- ③別の住宅に転居した

また、家財の整理など住宅を管理しやすい状態にしておくことも大切です。

● 問い合わせ先
都市建設課

☎ 62-2116



町 HP ▼

空家バンク制度の活用

空き家バンク制度は、今ある空き家の有効活用を目的とした制度で、「貸したい・売りたい人」と「借りたい・買いたい人」のマッチングを行うものです。

空き家バンクを介して賃貸や売買契約が締結となった物件に対して行う、改修や家財処分費は補助制度の対象となる可能性があるので、制度の活用をご検討ください。

● 問い合わせ先
企画財政課

☎ 62-2117



町 HP ▼

Interview



町空家等対策協議会
副会長
山野辺 龍介 さん

今は誰もが空き家を抱えてしまう可能性がある時代だと思います。放置せず、活用の仕方を考えたり、管理や手放し方を気軽に相談できる環境があると良いですね。また、古民家再生などという形で町の活性化に繋がるような未来を見据えた住まい方を考えていくことが大切だと考えています。

購入した中古住宅（空き家）をリフォームするのに、町で空き家改修等支援事業制度があるのを知り活用しました。リフォームに係った費用の一部に充てることができ、とても助かりました。

どの制度も応募要件がありますが、気になる方はぜひ一度役場に相談してみるといいかもしれません。



補助制度
利用者
A さん